

第13回ASEM（アジア欧州会合）外相会合（ASEM FMM13）議長声明（仮訳）
（2017年11月20日～21日 於：ネピドー（ミャンマー））

「平和と持続可能な開発のためのパートナーシップの強化」

1 第13回ASEM外相会合は、2017年11月20日から21日まで、ミャンマーのネピドーで開催された。同会合は、ミャンマー連邦共和国のアウン・サン・スーチー国家最高顧問兼外務大臣が主催し、議長を務めた。同会合には、アジア及び欧州の51か国の外相／ハイレベルの代表、EU外務・安全保障政策上級代表及びASEAN事務局事務次長（政治・安全保障共同体担当）が参加した。

2 同会合は、「平和と持続可能な開発のためのパートナーシップの強化」という包括的なテーマの下で開催され、関連する共通の関心事項について意見交換する機会をASEM参加国に提供し、共通の包摂的かつ持続可能な成長と繁栄の未来に向け、アジア及び欧州間でより強力なパートナーシップを構築するための最も効果的かつ効率的な方法について探求した。外相は、世界規模の課題と共に、幅広い範囲の地域的及び国際的な課題について有意義な議論を行った。

パートナーシップ

3 外相は、対等なパートナーシップ、相互尊重及び互恵というASEMの基本的価値を再確認した。外相は、グローバルな課題に対処し、より力強く、より持続的でバランスのとれた開発のために好ましい環境を創出するに当たり、より力強く、よりダイナミックなパートナーシップに向けた、より緊密な関与の必要性を強調した。外相は、国際連合を中核とする、より力強く、より効果的かつ公正な国際制度及び協力のための効果的な多国間の組織を促進し、発展させる確固たるコミットメントを強調した。

4 外相は、アジアと欧州が、経済成長を促進し、国、社会及び人々をより緊密に結びつけるべく両地域間の連結性を強化することに強い関心と相互利益を有していると認識した。外相は、ASEM連結性を定義したAPGC（ASEM連結性に関するパスファインダー・グループ）の活動の進展について、高級実務者を賞賛し、ASEM連結性の定義、活動範囲及びタイムラインを含む、APGCの活動を支持した（付属書I）。外相はまた、APGCに対して、その委任事項（TOR）に従ってその活動を継続するよう指示した。

5 外相は、ASEAN連結性マスタープラン2025、EUインフラ投資計画、ユーラシア経済連合、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、シルクロード経済ベルト及び21世紀海上シルクロード、並びにASEM参加国間の経済回廊計画等の、運輸面の連結性及び円滑化を強化する、アジア及び欧州における、各国による、あるいは、地域的及び世界規模

での取組の進展を認識した。

6 外相は、モノ、サービス、ヒト及び投資のより多くの移動を促進するため、統合された一貫式及び複合式の輸送システム及びインフラを通じ、アジア及び欧州における運輸面の連結性を向上させる必要性を強調した。2017年9月にインドネシアのバリで開催された第4回ASEM交通大臣会合の成果を歓迎した。外相は、全ての運輸システムの質、信頼性、持続可能性及び強靱性を向上させるための、ASEM参加国間のより強力な協力を支持した。外相は、アジアと欧州との間の輸送回廊及びルートの開発及び強化のために戦略的な計画の導入が求められていることを認識した。

7 外相はまた、アジア及び欧州間でより緊密な社会的及び経済的結びつきを強化するに当たり、デジタル連結性を効果的に活用することで一致した。外相は、ASEM地域内におけるデジタル連結性を強化するパイロット・プラットフォームとしてのASEMユーラシア横断情報ネットワーク（TEIN）及び革新的な成長に向けたデジタル連結性の潜在性を向上させるためのデジタル連結性に関するASEMハイレベルフォーラムの役割に留意した。

8 外相は、観光を、人的連結性を強化するための触媒として認識した。外相は、文化及び自然遺産の保全及び管理を含む、二つの大陸にまたがる持続的かつ包摂的な観光を更に推進することを求めた。外相はまた、責任ある観光を具体化するため、スマート・トラベラー・プログラムを含む一層の渡航の円滑化を促した。

9 外相は、より緊密な人的連結性を推進するために文化的多様性及び協力を促進するというASEMの目的を想起し、文化専門家の間での定期的なネットワーキングの場を支持した。外相は、人的連結性の促進というアジア欧州財団（ASEF）の固有の役割及び、全てのASEM参加国の芸術家及び文化専門家間の情報、対話、ネットワーキング及びパートナーシップのための場を提供することにより、芸術と文化分野の地域間交流及び協力を促進する取組を評価した。

10 外相は、ASEM教育枠組みが、特に若者、学者、教育機関等のアジアと欧州の人々をつなぐ不可欠な場であると認識した。外相はまた、若者のエンパワーメントのため、特に職業教育、職務中訓練及び人的資源について、教育のあらゆるレベルで連携を加速する必要性を強調した。この点に関して、外相は、韓国が、2017年11月21～22日、ASEM教育大臣会合の10年目を祝して、「次の10年間の協力：共通の展望から実効的な実現」のテーマの下で第6回ASEM教育大臣会合を主催することを歓迎した。

11 外相は、2017年11月13～14日にフィリピンで開催された第31回ASEAN首脳会議と関連首脳会議の成功裏の成果を賞賛した。外相は、設立50周年を祝うASEANに祝意を表するとともに、ASEAN共同体ビジョン2025及び進化するアジア太平

洋地域アーキテクチャにおけるASEANの中心性に対する支持を改めて表明した。外相は、同地域及びそれを越えた地域における平和、安全、安定及び繁栄のための対話、信頼醸成及び協力を促進する上でASEANが果たしている役割を評価した。外相は、他のASEM参加国との関係を拡大させようとするASEANの努力を称賛し、また、全ての関連するASEAN主導のプロセスを通じ、地域への関与を強化することへの欧州のASEM参加国の関心に留意した。

平和

12 外相は、国際及び地域の平和と安定を守るために、相互尊重、公正、正義及び互恵のための協力の重要性を強調し、ASEMパートナーシップのための明るい共通の未来を築くために、公正かつ公平な国際秩序、国連憲章に謳われた目的及び原則並びに国際法の尊重を支持し、国際関係において民主主義及び法の支配を促進し、伝統的及び非伝統的な安全保障上の共通の課題に対処するため共同の取組を行うことにコミットした。

13 外相は、テロが国際社会の平和、安全、安定及び発展に対する深刻な脅威であるとの見解を改めて表明し、国連憲章、関連条約及び議定書、特に人権法、難民法及び国際人道法を含む国際法に従い、あらゆる形態のテロに対抗し、また、あらゆる形態の暴力的過激主義を防止する決意を表明した。外相は、文化遺産の破壊を含むテロ攻撃を強く非難しつつ、国連安保理決議第2178号に記載されたとおり、テロに対抗するため、また、暴力化を導く、社会における暴力的過激主義及び過激化の増大及び拡大並びに外国人テロ戦闘員の増加現象を除去するために協働する必要性を強調した。外相はまた、テロ及び暴力的過激主義に対抗する上で、これらをいかなる宗教、国籍、文明又は民族手段とも関連づけることのない包括的なアプローチの必要性を強調した。外相はまた、テロの資金調達及びテロ組織によるインターネットの悪用と闘う決意を再確認しつつ、化学、生物、放射性物質及び核によるテロを防ぐこと及び通常兵器の流入及び流通を管理することの重要性を強調した。外相は、国連で行われている包括的テロ防止条約交渉の実質的な進展等を通じ、国際的な法体制を強化することを求めた。外相は、暴力的過激主義防止に関する国連事務総長の行動計画に留意した。

14 外相は、対話、相互尊重、寛容及び理解を促進し、よって平和及び安全に貢献することにより異なる立場の間の橋渡しを行い、あらゆる形態の過激主義に対抗することができるアプローチとして、穏健主義の重要性を認識した。この目的のために、外相は、特に「穏健派によるグローバルな運動」により支持されている穏健主義のアプローチに対する支持を表明した。

15 外相は、特に、1999年の国連軍縮委員会ガイドラインに従って、関係国の間で任意に作成された取決めを基礎とした非核兵器地帯の設置を通じ、核兵器及びその他の大量破

壊兵器の軍縮・不拡散を促進するとともに、国連憲章の目的及び原則並びにその普遍性を支持し続けることを誓約した。外相は、2017年8月29日、カザフスタンにおいて国際原子力機関による低濃縮ウランバンク施設が設置されたことを、平和的な原子力協力を促進し、核不拡散体制を強化する重要なステップとして歓迎した。

16 外相は、2017年9月3日に行われた北朝鮮の6度目の核実験及び累次の弾道ミサイル発射は容認できず、朝鮮半島及びこれを越えた地域の平和及び安全に対する重大な脅威であるとして、最も強い表現で非難した。外相は、北朝鮮に対し、国連安保理決議及び六者会合共同声明の下での義務の完全かつ無条件の遵守、更なる挑発行動の自制、並びに核及び弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法による放棄を求めた。外相は、平和的、外交的かつ政治的な手段を通じ朝鮮半島の恒久的な平和及び非核化を実現するとの決意を再確認し、国際社会の全ての国が国連安保理決議を効果的かつ包括的に履行する必要性について一致した。外相はまた、朝鮮半島及びこれを越えた地域の緊張緩和のために取り組む重要性を強調した。外相は、朝鮮半島の恒久的な平和の実現に向けた南北関係を改善するための韓国のイニシアティブに留意した。外相は、拉致問題を含め、人権状況及び国際社会が有する人道上の懸念に対処することの重要性に関して意見を交換した。外相はまた、来る平昌冬季五輪が、可能な限り幅広い参加を得ることにより、朝鮮半島及びこれを越えた地域の平和及び安定を促進するための有用な機会となり得るとの認識を共有した。

17 外相は、2014年7月17日に発生したマレーシア航空MH17便墜落の悲劇を想起し、愛する人々を亡くした全ての者に対する哀悼の意を新たにした。このような暴力行為は、民間航空の安全を脅かす。マレーシア航空MH17便の墜落に責任を有する者は、国連安保理決議第2166号に従い、責任を負い、裁きを受けなければならない。

18 外相は、アフガニスタンにおける長期的な進展と安定へのコミットメントを改めて表明するとともに、和平プロセスが、アフガニスタンが主導し、アフガニスタン自身により進められかつ包摂的である必要性を改めて表明した。外相はまた、恒久的な平和を実現するための実行可能な手段である、イスラエル・パレスチナ間の紛争の二国家解決を実現するための中東和平プロセス、シリア全土における停戦、イラクにおける和解のための包摂的なプロセスの必要性を強調する安定化及び復興プロセス、リビア国内の政治対話を推進するための国連の役割、イエメンにおける永続的な停戦を実現し人道アクセスを促進するための意義のある和平交渉の再開及びウクライナ情勢を含む広範な課題について意見交換した。外相はまた、国連安保理決議第2231号において支持された、EU/E3+3とイランとの間の核合意（包括的共同作業計画）への強い支持を強調し、全ての当事者による包括的共同作業計画の継続的かつ完全な履行を求めた。

19 外相は、国際法の諸原則に完全に従って、平和、安定及び繁栄を確保し、海洋安全保障、海上安全及び海洋協力、航行及び上空飛行の自由並びに阻害されない通商を促進し海賊

及び海上武装強盗と闘うことへのコミットメントを再確認した。外相は、信頼醸成措置、武力の行使又は武力による威嚇を自制すること並びに国際法の諸原則、国連憲章及び海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に従い紛争を解決することが極めて重要であるとの点で一致した。

20 外相は、アジア及び欧州における前例のない人道上の緊急事態、非正規移住及び難民問題、並びに密入国及び人身売買に対して特別の注意を払った。外相は、非正規移住は世界的な課題であり、国際社会の包括的な対応が求められると強調した。ASEM参加国は、非正規移住、移民の密入国及び人身売買に取り組む共通の関心を有している。外相は、非正規移住、難民問題及び強制的な避難を余儀なくされた人々の根本原因に取り組む必要性、並びに帰還及び再入国に関する協力、特に安全で秩序だった正規の移民グローバルコンパクトと難民グローバルコンパクトに向けた協力を強化する必要性を強調した。

21 外相は、首脳が情報通信技術（ICT）を近代的インフラ及びデジタル連結性の重要な要素であると特定した第10回及び第11回ASEM首脳会合の成果を想起し、関連する全てのASEMの活動においてハード面及びソフト面の連結性を主流化することを決定した。外相は、情報通信技術（ICT）のセキュリティ及びその使用の際のセキュリティの重要性を強調した。外相は、責任ある国家の行動として普遍的に受け入れられた規範、規則及び原則に基づき、平和的で、安全で、開かれかつ協調的なICT環境を促進するため、また、国家間の信用及び信頼醸成、能力構築並びに技術移転を通じて、犯罪及びテロ目的のためのICTの潜在的な使用を防ぐため、ASEM参加国間の協力及び協調を強化することの必要性を強調した。

22 外相は、全ての人々のための人権及び基本的自由の保護並びにジェンダー間の平等の達成へのコミットメントを強調した。外相は、国連憲章の精神に従って人権を促進及び保護し、よってアジア及び欧州の腐敗対策当局を含む政府当局、議会及び司法機関の間の経験の共有及び協力を強化する上で政府、国際及び国内の人権機関並びに地域機関の役割の重要性を強調した。この点に関し、外相は、人権に関するASEM非公式セミナーを賞賛した。外相は、民主主義の原則の役割及びグッドガバナンスの重要な役割を認識しつつ、説明責任、腐敗との闘い、資金洗浄対策及び安全な避難先の否定を強調した。外相はまた、国連憲章の原則及び目的に沿って、市民的及び政治的権利、経済的、社会的及び文化的権利、並びに開発の権利に一層の注意が払われるべきであることを強調した。

持続可能な開発

23 外相は、持続可能な開発のための2030アジェンダは、2030年までの持続可能な開発の達成に向けた、国際社会の集団的アプローチにおける飛躍的な発展の現れであることを強調した。外相は、全てのステークホルダーが、開発のための資金にかかるアディスマバ行動目標を含め、国内的及び国際的に、野心的かつ統合的な実施に取り組むことの必要

性を強調した。外相は、第11回ASEM首脳会合の成果を想起し、ASEMの文脈において2030アジェンダを推進するASEM具体的協力分野へのコミットメントを再確認した。

24 外相は、重要な政策分野において、ASEMの枠組内で知識及びベスト・プラクティスを共有することへの支持を表明し、国境を越えた水の管理並びに食料及びエネルギー安全保障に関する共通の課題を包摂的な成長及び持続可能な開発の機会へと変革する一例として、ドナウ・メコン地域間の二地域間協力を継続的に関与することを表明した。

25 外相は、イノベーション及び技術が地域及び世界経済発展に重要な役割を果たす包摂的な繁栄のための革新的なパートナーシップを通じて、アジアと欧州を再びつなぐ必要性を強調した。2017年9月21日から22日まで韓国のソウルで開催された第7回ASEM経済閣僚会合（EMM7）の再活性化を歓迎した。外相は、貿易及び投資を円滑化するとともに促進し、経済連結性及び持続的で包摂的な成長を強化し、経済のグローバル化の便益がより包摂的な方法で広く共有されることを確保するというEMM7の考えを共有した。外相は、第4次産業革命がASEM地域に根本的な技術的变化をもたらすであろうとのEMMの認識に留意し、「第4次産業革命に関するソウル・イニシアティブ」に留意した。世界経済が直面する課題及び機会を認識しつつ、外相は、開かれた世界経済へのコミットメントを含む、EMM7の成果を再確認した。

26 外相は、WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制、市場の開放性の維持、貿易の円滑化及び自由化の促進、あらゆる形態の保護主義との闘い及び公平な競争条件の下での自由で開かれた貿易の確保に対する支持を表明した。

27 外相は、包摂的で技術革新が牽引する経済成長を達成する上で零細・中小企業の果たす主導的な役割に鑑み、中小企業の資金調達を支援するASEMセミナーの貢献を認識するとともに、包摂的な資金調達、零細・中小企業への寄与、並びに両地域の零細・中小企業へのエコ・イノベーションの原則及び実践の普及に特別の重点を置きつつ、グリーン成長の協力を促進するASEM中小企業エコ・イノベーションセンター（ASEIC）の活動を認識した。

28 外相は、各国や地域、特に沿岸国の生態系、経済、福祉に対する違法・無報告・無規制漁業（IUUF）の複雑な影響に関する懸念を表明した。外相は、IUUFの多面的な影響に留意し、IUUFとの闘い及び海洋資源の保護のため海洋協力の場としてのASEMの有用性を強調した。

29 外相は、気候変動、環境の劣化及び自然災害が、ASEM参加国の持続可能な開発に与える負の影響について、懸念を表明した。外相は、気候変動に対する強靱性及び温室効果

ガスの排出削減を促進するため、各国の異なる事情に照らした、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則との一貫性をもった形での、パリ協定の完全かつ速やかな実施に対する強力な政治的コミットメントが果たす役割を認識した。外相はまた、関連する合意の実施のための、資金、技術移転及び能力構築の重要性を強調した。持続可能でない産業、運輸及び林業の慣行を含む様々な発生源からの温室効果ガス排出の削減には、パリ協定の文脈における各国のコミットメントに沿った、国際協力及び国別行動の双方が必要である。外相はまた、気候変動に係る資金調達、新たな技術の研究開発、森林減少及び砂漠化の防止、並びに共通の強靱性及び防災、人間を中心とする防災、緩和、適応、準備、啓発及び対応プログラムへのアプローチ、早期警戒体制、捜索・救助・救援活動並びにイノベーション及び技術の応用の促進において連携のとれた取組を強化することの必要性を強調した。

30 外相は、長期的な持続可能な開発のため、エネルギー安全保障、強化された資源効率性及び循環経済のアプローチの重要性を認識しつつ、経済的に存続可能な温室効果ガスの低排出技術の研究開発協力を促進することで一致し、太陽光の活用を通じてエネルギー需要に対処する重要なツールとしての国際太陽光同盟の構築に向けた取組を歓迎した。外相は、「未来のエネルギー」をテーマにした国際特別展示会EXPO2017の成果及びEXPOの枠組みの下でのグリーン技術と投資プロジェクトのための国際センターの設立を歓迎した。

31 外相は、青少年がASEMの未来であることを認識し、ASEMプロセスの下で、全ての側面における青少年間の協力及び交流を支援するイニシアティブを求めた。外相は、アジアと欧州との間の青少年の交流及び協力におけるASEFの役割を認識した。二つの大陸で共有される発展における青少年の役割を促進するための重要なプロセスとして、全てのレベルの教育、とりわけ職業・技術教育及び訓練に関する協力を支援する旨を再確認した。

32 外相は、経済的な繁栄の強化及び持続可能な開発目標の実施のための主要な手段の一つとしてジェンダー間の平等、全ての女性及び女児の経済的エンパワーメントを含む女性のエンパワーメント並びに保健及び質の高い教育を全ての人々が利用可能とすることの重要性を認識した。外相は、女性の経済的エンパワーメントに関するASEM対話への支持を改めて表明し、女性、女児及び青少年による技術の利用可能性の改善及び拡大といった分野における具体的なイニシアティブを求めた。外相はまた、紛争予防、危機管理、紛争解決並びに平和構築効果における女性の完全かつ平等な参加の重要性及び国際的な平和と安全に対するその肯定的な効果を認識した。

ASEMの将来

33 外相は、20の具体的な協力分野にわたる協力を含むASEM参加国による2017年の活動及び2018年に計画される活動（付属書Ⅱ）を歓迎した。外相は、具体的な協力を強化する重要性を強調しつつ、成果を最大化するため、相互に関連する具体的な協力分野にまたがる様々なイニシアティブ及び事業を結びつけるという勧告を歓迎した。

34 外相は、特に青少年、文化及び教育の分野で、政府主導のASEMプロセスを補完するASEFによる活動及び貢献を称賛した。(付属書Ⅲ)

35 外相は、ミャンマーが第13回ASEM外相会合の機会に、ASEFとの緊密な連携により、第8回モデルASEM会合及び第11回ASEFジャーナリスト・セミナーを成功裏に主催したことについて、祝意を表した。

36 外相は、議長に対し、外相会合の効果的な運営及び温かいもてなしについて謝意を表明した。外相は、2019年にスペインにて開催される第14回ASEM外相会合に期待するとともに、2018年にブリュッセルにおいて第12回ASEM首脳会合を主催するとのEUの申し出を歓迎した。